議第２号

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を京丹後市議会会議規則第１４条の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長　　金　田　琮　仁　様

令和４年３月３日提出

提出者　　京丹後市議会議会運営委員会委員長　　池田　惠一

提案理由

ロシアによるウクライナ侵攻に対し、厳重に抗議の意を表するとともに、我が国政府に対し、厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く求める決意を表明するため。

（別記）

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアは、去る２月２４日にウクライナへの軍事侵攻を開始し、子どもたちを含む一般市民の多くが避難生活や国外退避を余儀なくされ、また、死傷者が増え続けている。

これらは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するとともに国際社会の秩序や平和を脅かし、明らかに国連憲章に違反するものであり、断じて許容できるものではない。また、その影響はヨーロッパにとどまるものではなく、アジアを含む国際秩序を揺るがす重大な事態であり、決して看過できない。

よって、京丹後市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議するとともに、ロシアはこの軍隊を完全かつ無条件で即時に撤退させ、国際法に基づき誠意を持った対応をとることを強く求める。

また、政府におかれては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く要請する。

以上決議する。

令和４年３月３日

京都府 京丹後市議会